

大阪作業療法ジャーナル 投稿規定

(2018.4.18付)

1. 本誌の目的について

大阪府作業療法士会会員が相互に研鑽し、発展していくための学術誌として発行します。

2. 投稿内容

作業療法の学術的發展に寄与する論文として、「論考」「総説」「研究論文」「実践報告」「短報」(以下、論文)の投稿を随時受け付けます。ただし、他誌に発表された論文または投稿中の論文はお断りします。

3. 倫理的事項について

論文として掲載される研究は、調査・研究の倫理的原則に従ったものである必要があります。投稿者は研究対象者の権利を尊重した表現を行なう義務があります。編集部門は、必要に応じてこれらの事項に関する証明を投稿者にお問い合わせすることがあります。投稿論文では、対象者・実施施設の同意を得た旨、倫理面に配慮したことを本文中にご明記ください。なお倫理審査を得ている場合は、承認番号を記載してください。

4. 著者について

筆頭著者は原則として大阪府作業療法士会会員に限ります。共著者は府士会員でなくてもかまいませんが、作業療法士である場合は府士会員であることを条件とします。なお、著者の数は5名までとし、それ以上にわたる場合は、理由を記した書面を機関誌編集部門に提出して、例外的採否の判断を仰ぎ、その指示に従ってください。

5. 論文の種目と長さについて 基準は以下の通りです。

- 1) 論考：国内外の作業療法および関連する医療・保健・福祉の動向、政策、時流など適宜にあった話題に関する分析の総括的解説および提言をいう。論文の長さは、本文、文献、図・表合わせて16,000字(40字×40行×10枚)以内とする。図・表は1点500文字相当とカウントし、分量は仕上がり総文字数の半分以下とする。
- 2) 総説：作業療法および作業療法関連科学の特定のテーマについて、過去の研究を概観し、将来的展望を視野においた組織的な論評および総括。論文の長さ、図・表は1)に準じる。
- 3) 研究論文：実験、調査、臨床経験、理論研究などから得られた独創的で斬新な知見を含む結果の考察および記述。論文の長さ、図・表は1)に準じる。
- 4) 実践報告：特色ある作業療法実践(事例報告を含む)に焦点を当てた報告。治療手段としての活動、道具(自助具、遊具、生活用具)、情報、アイデアの紹介を含む。論文の長さは1)に準じる。
- 5) 短報：独創性のある所見や見解の速やかな発表を期待するパイロット的研究報告。後に「研究論文」として書くことが期待される。論文の長さは本文、文献、図・表合わせて8,000字(40字×40行×5枚)以内とする。図・表は1)に準じる。
なお所定の枚数を超過した論文について、編集部門で超過を認めた場合はこの限りではありません。

6. 執筆要領

後出の「執筆要領」に従ってください。

7. 採否について

原稿の採否はジャーナル編集部において決定します。場合により、加筆、修正をお願いすることがあります。また、ジャーナル編集部の責任において、多少の字句の訂正をすることがあります。

8. 校正について

著者校正は原則として1回とします。校正は赤で行い、期間内に返送してください。

9. 掲載について

投稿論文の掲載は、完成稿入稿の日付順とします。

10. 投稿の手続き

- 1) 表紙を作成して下さい。表紙には、論文タイトル・筆頭著者名(ふりがな)・所属・共著者名(ふりがな)・所属、筆頭著者の連絡先(氏名・所属・所属先の電話番号・協会番号・メールアドレス)を必ず記載してください。また要旨、キーワード(協会のキーワード集に記載しているもの)を3つ記載してください。
- 2) 執筆形式の確認：後出の執筆要領に沿っていることを確認してください。
- 3) 原稿の部数：計3部(2部は複写で可)提出してください。提出された原稿、図表はお返ししませんのでご了承ください。
- 4) 原稿(表紙・本文・図表)を保存したCD-Rを1枚提出してください。なお、写真以外の図・表はExcelなど汎用性の高いソフトで作成し、JPEG・PDFなどの画像ファイル形式での保存は避けてください。
提出されたCD-Rはお返ししませんのでご了承ください。
- 5) 送付先：下記宛に郵送してください。表書きに必ず「投稿原稿在中」と朱書きしてください。

〒540-0004 大阪市中央区玉造2-16-8 玉造井上ビル6階
一般社団法人 大阪府作業療法士会 事務局
Tel : 06-6765-3375 Fax : 06-6765-3376
E-mail : jimmu@osaka-ot.jp

大阪府作業療法士会著作権規定

(目的)

第1条 本規定は、大阪府作業療法士会に投稿される著作物に関する会員及び投稿者（以下、あわせて「会員等」という）の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第2条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 本著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ①大阪府作業療法士会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等
 - ②大阪府作業療法士会に投稿される研究報告
 - ③ウェブサイトへの掲載等
 - ④その他前記①から③に類するものであって大阪府作業療法士会が指定するもの
- (2) 本著作者 会員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。
- (3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権及び演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利を含む。
- (4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本著作財産権は、すべて大阪府作業療法士会に帰属する。

1. 本著作財産権は、本著作者が大阪府作業療法士会に対して本著作物を投稿した時点をもって大阪府作業療法士会に譲渡されたものとする。
2. 特別な理由により前二項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は投稿を行う際にその旨を大阪府作業療法士会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、大阪府作業療法士会及び本著作者の協議によって定める。
3. 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、大阪府作業療法士会に対し、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む）権利を許諾（有償無償を問わず、大阪府作業療法士会がサブライセンスを行う権利を含む）するものとする。
4. 投稿された本著作物が大阪府作業療法士会の出版物に掲載されないことが決定された場合、大阪府作業療法士会は、本著作財産権を本著作者に対して返還する。

(著作者人格権の不行使)

- 第4条 本著作者は、大阪府作業療法士会及び大阪府作業療法士会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。
- 2 前項の規定は、大阪府作業療法士会及び大阪府作業療法士会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。
- 3 大阪府作業療法士会は、大阪府作業療法士会が二次的著作物を創作する場合及び第三者に本著作物の利用を許諾する場合には、本著作者にその旨を通知する。

(著作者による著作物の使用)

- 第5条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合(第三者に利用を許諾する場合を含む)、その利用目的等の大阪府作業療法士会が別途定める事項を記載した書面により大阪府作業療法士会に申請し、その許諾を得るものとする。
- 大阪府作業療法士会は、当該本著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。

(著作者による保証等)

- 第6条 本著作者は、本著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない(もしくは過去に一切公表されたことがない)こと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、大阪府作業療法士会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

(二重譲渡の禁止)

- 第7条 本著作者は、大阪府作業療法士会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾(出版権の設定を含む)をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

- 第8条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び大阪府作業療法士会は相互に協力してこれに対処する。

(協 議)

- 第9条 本規定に定めなき事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び大阪府作業療法士会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

投稿原稿一執筆要領

(2018.4.18付)

1. 書式

原則としてワープロソフト (Word) を使用し、英数字は半角、カタカナは全角、横書きとする。フォント、余白などの書式規定はありません。

2. 論文は、表題、要旨、本文、文献、図・表からなるものとします。

3. 表紙となる原稿1枚目は次の順番で書いてください。

1) 論文種目 (論考、総説、研究論文、実践報告、短報など)

2) 表題

3) 筆頭著者および共著者全員 (原則5名まで) の氏名 (ふりがな) ・所属 ・職種

4) 連絡先 : 筆頭著者の氏名 ・所属 ・所属先の電話番号 ・協会番号 ・メールアドレス

5) キーワード (3つ以内)、著者が作業療法士である場合は、日本作業療法協会ホームページの学術部機関誌編集部門が掲載するキーワード集より記載する。

6) 300字程度の要旨を添えること。

4. 論文の本文は、原則として、まえがき、方法、結果、考察、結語が明らかになるように書いてください。また原稿にはページ番号を付けてください。表紙とは別ページから開始してください。

5. 文章表現は以下の点に留意してください。

1) 現代仮名づかい、数字は算用数字、単位はSI単位 (例 : m、cm、kgなど) を用いる。

2) 外国語名 (地名・人名など) は原則として原語を用いる。

3) 略語を用いる場合は以下の通りとする。

例) 日常生活活動 (以下、ADL)、Functional Independence Measure (以下、FIM)

4) 小見出しをつける場合は、1. 2. 3. …、1) 2) 3) …、① ② ③ …の順に使用する。

6. 引用・転載について

論文作成にあたっては、著作権についての配慮を行ってください。論文中に他の著作物からの引用を行なうときには、その出典を明記してください (本文中の引用箇所に引用文献番号を振ってください)。

例) 作業療法は……である¹⁾

また、引用の範囲を超えた「転載」には、著作権者やその著作物の出版社の許諾が必要です。論文が掲載されるために必要となる「転載」についての手続きは、投稿者が責任を持つこととします。

7. 文献リストは引用文献のみとし、引用順に配列してください。文献の形式は下記を参照してください。引用文献の著者氏名が4名以上の場合は、最初の3名を記載し、他は「・他」または「et al.」とする。

〈書籍の場合〉 著者名 : 書籍名. 発行所, 発行場所, 発行年, 引用頁.

1) 中村隆一, 斉藤 宏 : 基礎運動学 第3版. 医歯薬出版, 東京, 1987, pp.406-413.

2) Fidler, G.S. : Design of rehabilitation services in psychiatric hospital settings. Am Occup Ther Assoc Inc, Maryland, USA. 1984, pp10-21.

〈雑誌の場合〉 執筆者名：題名. 雑誌名 巻：頁(始めの頁 - 終わりの頁), 発行年.

- 3) 吉田光爾, 田川精二, 伊藤純一郎・他：就労における精神障害の開示状況の実態 - 社)大阪精神科診療所協会地域精神保健委員会「就労調査アンケート」の結果から - 精神障害とリハビリテーション 11(1)：66-76, 2007.
- 4) Cook, S., Chambers, E., Coleman, J.H.: Occupational therapy for people with psychotic conditions in community settings : a pilot randomized controlled trial. Clin Rehabil 23 : 40-52, 2009.
- 5) Tom Burns, Jocelyn Catty, Sarah White, et al.: The Impact of Supported Employment and Working on Clinical and Social Functioning. Results of an International Study of Individual Placement and Support. Schizophr Bull 35: 949-958, 2009.

〈電子文献の場合〉 著者：引用文献名. 入手先 URL (閲覧日)

- 6) 厚生労働省報道発表資料：2008年1月18日 身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査の調査結果について. <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/01/h0118-2.html> (閲覧日 2011年11月8日)

8. 図・表は次の点に留意してください。

- 1) 図・表は白黒でそのまま製版できるものとする。また、写真は図として扱う。写真はカラーより白黒が良い。
- 2) 図・表はすべて表題をつけ、本文とは別に最後のページに、1ページに1点で印刷して添付する。
- 3) 本文中に図・表の挿入場所を明記する。
- 4) 引用・転載の図・表は使用点数によらず投稿前に著作権者より転載許諾を得たものを使用し、それぞれ出典を明記する。
- 5) 顔・身体の写真の掲載する場合は、必ずご本人、およびご家族の了承を得る。加えて、その旨を本文中に記載する。

【挿入箇所記載例】 随意運動には、以下のプロセスが必要である (図1)。

【表参考例】

表1 1回目の BACS-J の実験群とコントロール群の得点比較

	実験群 (平均値±標準偏差)	コントロール群 (平均値±標準偏差)	P-value
記憶	64.71 ± 5.66	62.47 ± 8.09	0.44
WM	24.00 ± 3.49	25.00 ± 2.80	0.39
運動	92.43 ± 8.64	91.33 ± 7.81	0.56
言語	49.93 ± 12.91	53.20 ± 13.70	0.88
注意	82.93 ± 12.69	84.00 ± 12.48	0.62
遂行	19.29 ± 0.91	19.00 ± 1.07	0.51
合計	333.29 ± 29.67	335.00 ± 23.59	0.84

【図参考例】

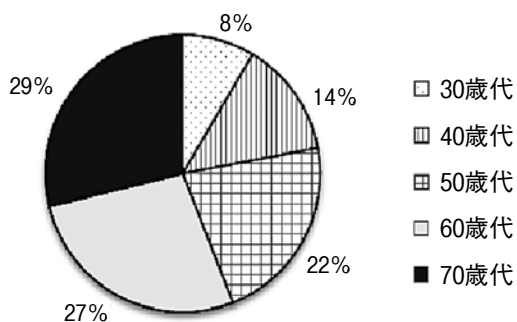


図1 年齢別割合

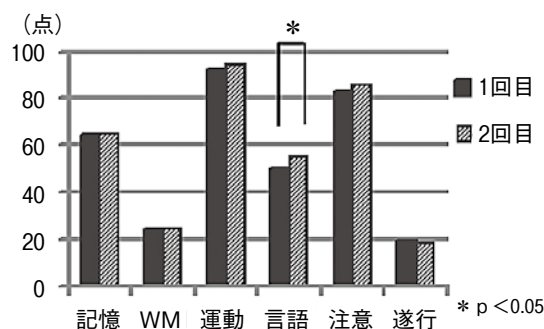


図2 実験群の BACS-J の1回目と2回目の得点比較

投稿論文チェックシート

原稿を送る前に、このページをコピーして下記項目に不備がないかご自身でチェックしてください。チェックが行われたことを確認するために、原稿とともに送付してください。

- 表題はありますか？
- 筆頭著者の連絡先(住所・メールアドレス・電話番号等)は記載されていますか？
- 筆頭著者及び共同演者の職種は記載されていますか？
- 要旨はありますか？
- キーワードはありますか？
- 種目はどれに当てはまりますか？
(論考・総説・研究論文・実践報告・短報・その他)
- 原稿枚数は投稿規定・執筆要領に準じていますか？
- 写真・図・表の枚数は投稿規定・執筆要領に準じていますか？
- 論文は3部同封していますか？
- CD-R は同封していますか？
- 封筒に「投稿論文在中」と朱書きしていますか？

- | | |
|-------|--|
| ①論考 | 国内外の作業療法および関連する医療・保健・福祉の動向、政策、潮流など時宜に適った話題に関する分析の総括的解説および提言。論文の長さは、本文、文献、図・表合わせて16,000字(40字×40行×10枚)以内とする。図・表は1点500文字相当とカウントし、分量は仕上がり総文字数の半分以下とする。 |
| ②総説 | 作業療法および作業療法関連科学の特定のテーマについて、過去の研究を概観し、将来的展望を視野においた組織的な論評および総括。論文の長さ、図・表は①に準じる。 |
| ③研究論文 | 実験、調査、臨床経験、理論研究などから得られた独創的で斬新な知見を含む結果の考察および記述。論文の長さ、図・表は①に準じる。 |
| ④実践報告 | 特色ある作業療法実践(事例報告を含む)に焦点を当てた報告。治療手段としての活動、道具(自助具、遊具、生活道具)、情報、アイデアの紹介。論文の長さ、図・表は①に準じる。 |
| ⑤短報 | 独創性のある所見、見解の速やかな発表を期待するパイロット的研究報告。後に詳しい「研究論文」として書くことが期待される。論文の長さは本文、文献、図・表合わせて8,000字(40字×40行×5枚)以内とする。図・表は①に準じる。 |